

番号 令和8年度		設計 の 理由	町営住宅の適正な管理と安全確保を図るため本工事を要す。	工期	令和9(2027)年7月30日限り	施行 方法	一般競争
国	正						

<h1>実 施 設 計 書</h1> <p>下 町 第 二 町 営 住 宅 給 排 水 設 備 改 修 工 事</p> <p>上 三 川 町 大 字 上 三 川 4265 番 地 1</p> <p>設 計 概 要</p> <p>機械設備工事 1式</p> <p>電気設備工事 1式</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p>							課 長
							主 幹
							補 佐
							係 長
							検 算 者
							設 計 者

設 計 用 紙 (甲) 上 三 川 町

請 負 工 事 費 金

内 訳

工 事 価 格

消 費 税 相 当 額

予 算 額		増 減 額	予 算 額	理 由
実 施	設 計 額		に 対 する	
	請 負 額		増 減 額	
前 回	請 負 率		前 設 計 額	
	設 計 額		請 負 額	
今 回	請 負 額	に 対 する		
変 更	請 負 額	増 減 額		

工事費内訳

下町第二町営住宅給排水設備改修工事				
名 称	数 量	単 位	金 額	備 考
直接工事費				
下町第二町営住宅給排水設備改修工事	1	式		
計				
共通費				
共通仮設費	1	式		
現場管理費	1	式		
一般管理費等	1	式		
計				
工事価格	1	式		
消費税等相当額	1	式		
工事費	1	式		





機械設備工事 中科目別内訳

下町第二町営住宅給排水設備改修工事					
科目名称	中科目名称	数量	単位	金額	備考
1. 直接仮設	直接仮設	1	式		
計					
2. 受水槽・ポンプ更新工事	2.1撤去	1	式		
	2.2改修	1	式		
計					
3. 外部給排水管更新工事	3.1撤去	1	式		
	3.2改修	1	式		
計					
4. 内部給排水管更新工事	4.1撤去	1	式		
	4.2改修	1	式		
計					
5. 住戸部給排水管更新工事	5.1撤去	1	式		
	5.2改修	1	式		
計					



機械設備工事 細目別内訳

下町第二町営住宅給排水設備改修工事		1. 直接仮設				
名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
受水槽・ポンプ室						
養生（外部改修）	個別改修	1	式			
外部給排水管更新						
養生	バルコニー	1	式			
外部足場	くさび緊結式足場 （手すり先行方式） 建柱 900 高さ 20m未満	1	式			
安全手すり	くさび式 手すり先行足場用 掛払い手間 供用賃料 基本料 修理費含む	1	式			
災害防止	メッシュシート張り 防災Ⅰ類	1	式			
仮設材運搬		1	式			
住戸部給排水設備更新						
整理清掃後片付け	複合改修	1	式			



下町第二町営住宅給排水設備改修工事		2. 受水槽・ポンプ更新工事				
名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
2. 受水槽・ポンプ更新工事						
2.1 撤去						
受水槽撤去	FRP製	1.00	基			
揚水ポンプ撤去	2.2 kW以下	1.00	基			
搬出費（撤去用）	単独搬出 800kg以下	1.80	t			
撤去費	既存配管	1	式			
仮設用受水槽撤去	鋼製	1.00	基			
撤去費	仮設配管	1	式			
量水器撤去	20A	1.00	個			
止水栓撤去	20A	1.00	個			
散水栓撤去 （箱共）	20A	1.00	個			
計						

下町第二町営住宅給排水設備改修工事		2. 受水槽・ポンプ更新工事				
名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
2.2改修						
T-1 受水槽	有効 19.2m <sup>3</sup> 鋼板製一体型中仕切受水槽 運搬費・据付費共	1.00	基			
T-2 仮設受水槽	有効 9.0m <sup>3</sup> 1か月程度 仮設用鋼板製一体型受水槽 本体リース費・運搬費・据付費共	1.00	基			
PWU-1 加圧給水ポンプユニット	40Φ×50Φ×249L/min×37mH 3相200V 2.2kW×2 自動交互並列運転	1.00	組			
PWU-1 機器据付費		1	式			
不断水簡易仕切弁	50A	1.00	個			
止水栓	50A (ソフトシール仕切弁)	1.00	個			
量水器	20A	1.00	個			
止水栓	20A	1.00	個			
散水栓 (箱共)	20A	1.00	個			
給水 ポリエチレン粉体ライニング鋼管 (SGP-PD)	ねじ接合 機械室・便所 80A	6.0	m			
給水 ポリエチレン粉体ライニング鋼管 (SGP-PD)	ねじ接合 機械室・便所 65A	1.0	m			
給水 ポリエチレン粉体ライニング鋼管 (SGP-PD)	ねじ接合 機械室・便所 40A	3.0	m			
給水 ポリエチレン粉体ライニング鋼管 (SGP-PD)	ねじ接合 屋外架空・暗渠 80A	4.0	m			
給水 ポリエチレン粉体ライニング鋼管 (SGP-PD)	ねじ接合 屋外架空・暗渠 40A	11.0	m			

下町第二町営住宅給排水設備改修工事		2. 受水槽・ポンプ更新工事				
名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
給水 ポリエチレン粉体ライニング鋼管 (SGP-PD)	ねじ接合 屋外架空・暗渠 20A	2.0	m			
給水 ポリエチレン粉体ライニング鋼管 (SGP-PD)	ねじ接合 地中配管 80A	5.0	m			
給水 ポリエチレン粉体ライニング鋼管 (SGP-PD)	ねじ接合 地中配管 40A	12.0	m			
給水 ポリエチレン粉体ライニング鋼管 (SGP-PD)	ねじ接合 地中配管 20A	8.0	m			
排水 配管用炭素鋼鋼管 (白)	ねじ接合 屋外架空・暗渠 100A	6.0	m			
排水 配管用炭素鋼鋼管 (白)	ねじ接合 屋外架空・暗渠 50A	3.0	m			
土工事		1	式			
保温工事		1	式			
接続費		1	式			
仕切弁類		1	式			
電極棒	4 極	1	組			
計						

下町第二町営住宅給排水設備改修工事		3. 外部給排水更新工事				
名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
3. 外部給排水更新工事						
3.1 撤去						
配管類撤去		1	式			
土工事		1	式			
伐採伐根費		1	式			
切断費		1	式			
計						
3.2 改修						
給水 ポリエチレン粉体ライニング鋼管 (SGP-PD)	ねじ接合 地中配管 80A	78.0	m			
給水 ポリエチレン粉体ライニング鋼管 (SGP-PD)	ねじ接合 地中配管 65A	68.0	m			
給水 ポリエチレン粉体ライニング鋼管 (SGP-PD)	ねじ接合 地中配管 50A	140.0	m			
給水 ポリエチレン粉体ライニング鋼管 (SGP-PD)	ねじ接合 地中配管 20A	97.0	m			
排水 硬質塩ビライニング鋼管 (D-VA)	地中配管 150A	208.0	m			



下町第二町営住宅給排水設備改修工事		4. 内部給排水更新工事				
名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
4. 内部給排水更新工事						
4.1 撤去						
配管類撤去		1	式			
保温材撤去		1	式			
切断費		1	式			
計						
4.2 改修						
給水 ポリエチレン粉体ライニング鋼管 (SGP-PD)	ねじ接合 地中配管 50A	39.0	m			
給水 ポリエチレン粉体ライニング鋼管 (SGP-PD)	ねじ接合 地中配管 20A	39.0	m			
給水 ポリエチレン粉体ライニング鋼管 (SGP-PD)	ねじ接合 機械室 50A	19.0	m			
給水 ポリエチレン粉体ライニング鋼管 (SGP-PD)	ねじ接合 機械室 40A	19.0	m			
給水 ポリエチレン粉体ライニング鋼管 (SGP-PD)	ねじ接合 機械室 32A	19.0	m			
給水 ポリエチレン粉体ライニング鋼管 (SGP-PD)	ねじ接合 機械室 25A	21.0	m			



下町第二町営住宅給排水設備改修工事		5. 住戸部給排水更新工事				
名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
5. 住戸部給排水更新工事						
5.1 撤去						
大便器撤去	タンク式 再使用しない	8.0	組			
洗面化粧台撤去	再使用しない	8.0	組			
洗濯機パン撤去	再使用しない	8.0	組			
ユニットバス撤去	再使用しない	8.0	組			
流し台撤去		8.0	台			
ガス台撤去		8.0	台			
吊戸棚撤去		8.0	台			
水切棚撤去		8.0	台			
壁貫通型ガスふろ 湯沸器撤去		8.0	台			
給水 塩ビライニング鋼管 (SGP-VB)	ねじ接合 屋内一般 20A	164.0	m			
排水 硬質塩化ビニル管 (VP)	屋内一般 75A	4.0	m			
排水 硬質塩化ビニル管 (VP)	屋内一般 50A	36.0	m			
排水 硬質塩化ビニル管 (VP)	屋内一般 40A	16.0	m			



下町第二町営住宅給排水設備改修工事		5. 住戸部給排水更新工事				
名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
5.2改修						
床置壁排水大便器		8.0	組			
化粧洗面台		8.0	組			
洗濯機パン		8.0	組			
ユニットバス		8.0	組			
流し台		8.0	台			
ガス台		8.0	台			
吊戸棚		8.0	台			
水切棚		8.0	台			
壁貫通型ガスふろ湯沸器		8.0	台			
給水 架橋ポリエチレン管	住戸内 20A	164.0	m			
排水 硬質塩化ビニル管 (VP)	屋内一般 75A	8.0	m			
排水 硬質塩化ビニル管 (VP)	屋内一般 50A	44.0	m			
排水 硬質塩化ビニル管 (VP)	屋内一般 40A	16.0	m			
接続費		1	式			



下町第二町営住宅給排水設備改修工事		6. 照明LED化改修工事				
名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
6. 照明LED化改修工事						
6.1撤去						
モールライト撤去	再使用しない	6.0	灯			
逆富士型撤去	再使用しない	28.0	個			
シーリングライト撤去	再使用しない	280.0	個			
ブラケット撤去	再使用しない	112.0	個			
計						
6.2改修						
モールライト	XYG2404NLE9 XDYD2470H	6.0	灯			
逆富士型	NNFG21002JLE9 階段室	28.0	個			
小型シーリングライト	IG2007 玄関	56.0	個			
小型シーリングライト	IG2007 納戸	56.0	個			
シーリングライト	LGW85067LE1 脱衣室	56.0	個			



下町第二町営住宅給排水設備改修工事		7. 発生材処理				
名称	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
発生材積込み	アスファルト 人力	6.5	m3			
発生材積込み	混合廃棄物 人力	22.1	m3			
発生材積込み	水銀ランプ 人力	0.2	m3			
撤去材運搬	ダンプトラック 2t積級 人力 DID区間無し 8.5km以下 アスファルト類	6.5	m3			
撤去材運搬	ダンプトラック 2t積級 人力 DID区間無し 1.5km以下 混合廃棄物	22.1	m3			
撤去材運搬	ダンプトラック 2t積級 人力 DID区間有り 60km以下 水銀ランプ	0.2	m3			
残材処分	アスファルト類	6.5	m3			
残材処分	解体系混合廃棄物	22.1	m3			
残材処分	水銀ランプ	35.2	kg			
計						



## 現場説明事項

- 1 工事名 下町第二町営住宅給排水設備改修工事
- 2 工事場所 上三川町大字上三川4265番地1
- 3 工事範囲 本工事の範囲は、設計図書記載の範囲とします。  
設計内訳書参考に付し、その項目も工事の範囲に含まれます。
- 4 工事期間 令和9（2027）年7月30日限り
- 5 配布図書

設計図	52枚
設計内訳書（表紙含む）	23枚
現場説明事項	1枚
特記仕様書	4枚
現場施工体制の確保について	2枚
電子納品に関する特記仕様書	1枚
- 6 注意事項
  - 1）本現場説明事項は、設計図書に含みます。
  - 2）設計図書の優先順位
    - ① 質疑回答書
    - ② 現場説明事項
    - ③ 特記仕様書
    - ④ 設計図
    - ⑤ 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修公共建築工事共通仕様書（最新版）
      - ・（建築工事編）
      - ・（電気設備工事編）
      - ・（機械設備工事編）
    - ⑥ 設計内訳書については参考に付しますので、貴社において項目・数量等を十分検討の上、見積計上してください。万一、図中にあり添付内訳書の項目や数量に記載のないものについては、積算してその金額を見込んで下さい。

# 特記仕様書 (●:適用する ○:適用しない)

項 目	事 項
工 程 関 係	<ul style="list-style-type: none"> <li>●1 本工事の工期は、週休2日制及び雨天、その他年末年始休暇等を見込んでいる。</li> <li>○2 河川工事に関する工事であるため、出水期を考慮している。</li> <li>○3 本工事区間は、現在_____工事が_____月_____日頃まで施工中なので、工程等に注意すること。</li> <li>●4 建築課と協議の結果、町営住宅に住民が居ながらでの工事を想定している。各工事の断水時間は最小限とし、住民への断水作業の説明及び周知期間を工程に組み込むこと。</li> <li>○5 その他 内容:</li> </ul>
用 地 関 係	<ul style="list-style-type: none"> <li>○1 工事用地等に未処理部分があるので、監督員と協議のうえ、立入り等を行うこと。 なお、平成_____年_____月_____日頃、解決の見込である。</li> <li>○2 その他 内容:</li> </ul>
公 害 対 策 関 係	<ul style="list-style-type: none"> <li>○1 工事に伴う公害防止(騒音、振動、粉塵等)のため、次のとおり行うこと。 <ul style="list-style-type: none"> <li>A. 施工方法:</li> <li>B. 機械施設:</li> <li>C. 作業時間:</li> </ul> </li> <li>○2 本工事の着手と完成時に、付近の家屋及び工作物等の外観調査を行い、工事による影響を把握すること。なお、調査方法、範囲等については、監督員と協議すること。</li> <li>○3 その他 内容:</li> </ul>
安 全 対 策 関 係	<ul style="list-style-type: none"> <li>●1 全作業員に対して、工事期間中定期的に安全教育、研修訓練を、月1回・半日以上必ず行い、施工計画書等に明記すること。特に、作業員が変わったとき及び、作業内容に変更があったときは必ず行うこと。</li> <li>○2 一般交通の支障となる箇所には、交通安全管理に十分注意し、道路工事保安施設設置基準により保安施設等を設置し施工すること。</li> <li>○3 交通整理員については、警備業者の作業員とし交通整理及び、作業車の誘導等の作業を行うものとする。また、配置場所については、最も適切な位置を選定すること。 交通整理人は、延べ_____名配置を設計で見込んでいるが、警察等の協議により変更が生じた場合は別途協議による。 なお、工事完了後、安全管理についての「交通整理日報(様式-1)」を提出すること。</li> <li>○4 その他 内容:</li> </ul>
過 積 載 防 止 対 策 関 係	<ul style="list-style-type: none"> <li>●1 請負者は、工事の施工にあたって、次の事項を遵守するものとする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 積載重量制限を超えて工事用資材・土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。</li> <li>(2) 差枠装着車、不表示車等に工事用資材・土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。</li> <li>(3) 過積載車両、差枠装着車、不表示車等から工事用資材・土砂等の引渡しを受ける等過積載を助長することのないようにすること。</li> <li>(4) 取引関係のあるダンプトラック等事業者が過積載を行っている場合又は、差枠装着車、不表示車等を工事用資材・土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。</li> <li>(5) 建設発生土の処理及び、骨材等資材の購入にあたっては、下請け業者及び、骨材等資材納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。</li> <li>(6) 以上のことにつき、下請け業者、資材運搬業者等にも十分に指導すること。</li> </ul> </li> <li>○2 その他 内容:</li> </ul>
工 事 用 道 路 関 係	<ul style="list-style-type: none"> <li>●1 搬入路の取扱は、次のとおり行うものとする。 内容: 別途協議とする。</li> <li>○2 仮設道路を次のとおり設置する。 内容:</li> <li>○3 周辺道路への損傷を把握するため、着工前と完成後に現状調査を実施すること。</li> <li>○4 その他 内容:</li> </ul>
仮 設 備 関 係	<ul style="list-style-type: none"> <li>○1 仮設備の構造及び、その施工法を次のとおり指定する。 内容:</li> <li>●2 仮設備(現場事務所、資材置き場、工事用通路等)の設置のために、農地又は採草放牧地(以下「農地等」という。)を借地する場合は次のとおりとする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 農地等が租税特別処置法による納税猶予等の対象となっているときは仮設予定地としてはならない。</li> <li>(2) 請負者は、登記簿等により農地等に関する資料を収集し、監督員と協議するものとする。資料収集に要する費用は、本工事の請負代金から請負者が負担するものとする。</li> <li>(3) 農地等の借地権は町が取得することとするが、その契約に要する費用及び賃料は、本工事の請負代金から請負者が負担するものとする。</li> <li>(4) 農地等は必ず現状に回復し、農地等所有者に返還するものとする。</li> </ul> </li> </ul>
排 水 工 ( 濁 水 処 理 を 含 む ) 関 係	<ul style="list-style-type: none"> <li>○1 河川土工等で、河川を汚濁させる場合は事前に協議のうえ、その対策の措置を講ずること。</li> <li>○2 濁水、湧水等の処理で次の対策を行うこと。 内容:</li> <li>○3 その他 内容:</li> </ul>
工 事 支 障 物 件 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○1 電柱・地下埋設等の占用物件の工事支障物については、次のとおり行う予定である。 <ul style="list-style-type: none"> <li>A. 支障物件:</li> <li>B. 移設・撤去方法:</li> <li>C. 移設・撤去時期:</li> </ul> </li> <li>●2 工事区間には、占用物件[上水道・下水道・電話・電気・ガス等]がある(又は工事中)ので、占用物件管理者と施工方法、工程管理等の打合せを行い、工事に支障のないように調整すること。</li> <li>○3 その他 内容:</li> </ul>

項目	事項																											
建設副産物関係	<p>●1 建設発生土管理基準関係</p> <p>① 工事を実施するにあたっては、<u>再生資源利用〔促進〕計画書</u>を施工計画書に添付するものとし、法令等に基づき、工事現場の公衆の見やすい場所に掲げること。計画書の実施状況については、<u>再生資源利用〔促進〕実施書</u>を作成して、工事完成後速やかに実施書を発注者に提出し、COBRISに情報の登録をすませ監督員に確認させること。また、これらの記録を工事完成後1年間保存しておくこと。なお、監督員の承諾を得て、施工計画書を省略する場合でも、再生資源利用〔促進〕実施書は提出するものとする。</p> <p>また、再生資源利用〔促進〕計画書(実施書)の作成にあたり、再生資源利用〔促進〕計画書(実施書)入力システムを利用するものとする。</p> <p>② 建設副産物処理に先立ち、別紙<u>建設副産物処理承認申請書</u>により監督員の確認を受け、同申請書を2部提出すること。</p> <p>③ 建設廃棄物の処分にあたって、排出事業者(元請業者)は処理業者と建設廃棄物処理委託契約書を締結し、建設副産物処理委託契約書を監督員に提示するとともに、同契約書の写しを提出すること。なお、収集運搬業務を収集運搬業者に委託する場合は、別に収集運搬業者と建設廃棄物処理委託契約を締結すること。</p> <p>④ 建設副産物処理完了後速やかに別紙<u>建設副産物処理調書</u>を作成し、監督員に2部提出するとともに、実際に要した処理等を証明する資料(位置図、写真等)を提示し確認を受け、竣工図書に添付すること。</p> <p>⑤ 建設廃棄物については、産業廃棄物処理における「産業廃棄物管理票(マニフェスト)」の交付・回収した各票を監督員に提示し確認を受け、<u>巨票の写し</u>を竣工図書に添付すること。</p> <p>なお、回収したマニフェストについては廃棄物の処理及び清掃に関する法律を踏まえ適切に保存すること。</p> <p>●2 建設副産物の処理基準関係</p> <p>○土砂捨土処理について</p> <p>① 土砂処理条件(小割・仮置き等)</p> <p>イ) 捨土の種類 岩魂は、径30cm未満に破碎するものとする。最大寸法30cm未満の塊を含む土砂を処理することは可。ロ) 日曜・祭日・夜間の捨土は原則として不可。ハ) 夜間発生した土砂は、仮置きして運搬捨土するものとする。</p> <p>② 土砂処理場所</p> <p>○指定(A) 残土の処分場所: _____ 運搬距離: _____km</p> <p>○指定(B) 設計上、残土の処理場所は、_____kmの範囲内に処理すると見込んでいるが、発注後、監督員と協議する。</p> <p>○建設発生土処理先の見やすい場所に必ず標識を掲げること。</p> <p>●建設リサイクル法対象工事について</p> <p>1. 本工事から発生する特定建設資材廃棄物は、建設リサイクル法に基づき、分別解体及び再資源化等の実施について適正に処理するものとする。</p> <p>① 分別解体の方法</p>																											
	<table border="1" data-bbox="319 985 1543 1198"> <thead> <tr> <th data-bbox="319 985 399 1198">工程及び解体方法</th> <th data-bbox="399 985 718 1019">工程</th> <th data-bbox="718 985 1085 1019">作業内容</th> <th data-bbox="1085 985 1543 1019">分別解体の方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="319 1019 399 1041">① 仮設</td> <td data-bbox="399 1019 718 1041"></td> <td data-bbox="718 1019 1085 1041">仮設工事 <input type="checkbox"/>有 <input checked="" type="checkbox"/>無</td> <td data-bbox="1085 1019 1543 1041"><input type="checkbox"/>手作業 <input type="checkbox"/>手作業・機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td data-bbox="319 1041 399 1064">② 土工</td> <td data-bbox="399 1041 718 1064"></td> <td data-bbox="718 1041 1085 1064">土工事 <input type="checkbox"/>有 <input checked="" type="checkbox"/>無</td> <td data-bbox="1085 1041 1543 1064"><input type="checkbox"/>手作業 <input type="checkbox"/>手作業・機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td data-bbox="319 1064 399 1086">③ 基礎</td> <td data-bbox="399 1064 718 1086"></td> <td data-bbox="718 1064 1085 1086">基礎工事 <input type="checkbox"/>有 <input checked="" type="checkbox"/>無</td> <td data-bbox="1085 1064 1543 1086"><input type="checkbox"/>手作業 <input type="checkbox"/>手作業・機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td data-bbox="319 1086 399 1108">④ 本体構造</td> <td data-bbox="399 1086 718 1108"></td> <td data-bbox="718 1086 1085 1108">本体構造の工事 <input checked="" type="checkbox"/>有 <input type="checkbox"/>無</td> <td data-bbox="1085 1086 1543 1108"><input type="checkbox"/>手作業 <input checked="" type="checkbox"/>手作業・機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td data-bbox="319 1108 399 1131">⑤ 本体付属品</td> <td data-bbox="399 1108 718 1131"></td> <td data-bbox="718 1108 1085 1131">本体付属品の工事 <input type="checkbox"/>有 <input checked="" type="checkbox"/>無</td> <td data-bbox="1085 1108 1543 1131"><input type="checkbox"/>手作業 <input type="checkbox"/>手作業・機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td data-bbox="319 1131 399 1198">⑥ その他</td> <td data-bbox="399 1131 718 1198">(アスファルト取り壊し)</td> <td data-bbox="718 1131 1085 1198">その他の工事 <input checked="" type="checkbox"/>有 <input type="checkbox"/>無</td> <td data-bbox="1085 1131 1543 1198"><input type="checkbox"/>手作業 <input checked="" type="checkbox"/>手作業・機械作業の併用</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 処理について</p> <p>本工事から発生するアスファスト廃材及びコンクリート廃材は、建設リサイクル法、栃木県土木工事必携建設副産物適正処理推進要綱により、適正に処理するものとする。</p> <p>③ 処理条件</p> <p>アスファルト塊、コンクリート塊の建設廃棄物は、径30cm未満に小割りし、下記再生資源化施設(破碎工場)に、持込み処分するものとする。</p> <p>再生資源化施設名(コンクリート塊) : 株式会社鋭建工業 _____</p> <p>再生資源化施設名(アスファルト・コンクリート塊) : 株式会社鋭建工業 _____</p> <p>再生資源化施設名(木材) : 株式会社ウスイ産業 _____</p> <p>④ 請負者は分別解体等・再資源化が完了したときには、建設リサイクル法第18条に基づき、別途<u>様式1</u>により監督員に報告することとする。</p> <p>⑤ 本工事におけるカッター切断作業により発生する濁水については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)」に基づき適正に処理しなければならない。また、下記の処理施設は積算上の条件を明示するものであり、処理施設を指定するものではない。なお、舗装版切断時に発生する濁水の処理量は、設計変更の対象とする。</p> <p>積算上の処理施設 : _____</p> <p>⑤ 工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件によりがたい場合は、監督員と協議するものとする。</p> <p>⑥ その他 内容: _____</p> <p>●再生材の利用基準関係(再生クラッシャーラン、再生加熱アスファルト混合物)</p> <p>① 請負者は、再生材の使用にあたっては、「再生材の利用基準」(県土木部制定)に準拠することとし、監督員が別途提示する再生資源化施設に、<u>再生材の供給確認書(様式2)</u>で、供給の可否を確認し、監督員に提出すること。なお、再生材が供給不能な場合は、別途協議すること。</p> <p>また、現場搬入開始時に目視による品質確認状況を写真に記録するとともに、<u>再生クラッシャーラン(RC材)品質確認状況報告書</u>を作成のうえ、速やかに監督員に提出すること。なお、報告書については、当該工事における再生クラッシャーランの搬入開始時に1枚作成し、その他供給元が変更する毎の初回搬入時に1枚作成する。</p> <p>② 請負者は、再生材(再生加熱アスファルト混合物を除く)を使用する場合、3ヶ月以内の材料試験成績表を提出し承認を受けるものとする。なお、使用時期と承認時期がずれる場合は、使用3ヶ月以内の材料試験成績表を、再度提出し承認を受けること。</p> <p>③ 請負者は、再生材(再生加熱アスファルト混合物を除く)が500m<sup>3</sup>以上又は監督員が指示する場合、請負者の責任において試料を採取し、公的試験機関(財)栃木県建設技術センター等)での材料試験成績を提出するものとする。</p> <p>○4 建設発生土の搬出先への情報提供要領関係</p> <p>本工事から発生する建設発生土を100m<sup>3</sup>以上、当該工事現場の市町村から他の市町村へ搬出する場合には、「建設発生土の搬出先への情報提供要領」に基づき、実施するものとする。</p>	工程及び解体方法	工程	作業内容	分別解体の方法	① 仮設		仮設工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用	② 土工		土工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用	③ 基礎		基礎工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用	④ 本体構造		本体構造の工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input checked="" type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用	⑤ 本体付属品		本体付属品の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用	⑥ その他	(アスファルト取り壊し)	その他の工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
工程及び解体方法	工程	作業内容	分別解体の方法																									
① 仮設		仮設工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用																									
② 土工		土工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用																									
③ 基礎		基礎工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用																									
④ 本体構造		本体構造の工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input checked="" type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用																									
⑤ 本体付属品		本体付属品の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用																									
⑥ その他	(アスファルト取り壊し)	その他の工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input checked="" type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用																									

項目	事項
建設副産物関係	<p>○ <b>建設発生土情報交換システム関係</b>          本工事については、建設発生土の工事間利用を促進するため JACIC 工事データとして登録してあります。設計図書の照査(共通仕様書 1-1-3-2)、または設計図書の変更により、工事データに変更が生じる場合は、登録内容を変更するものとする。          (原則として、搬入(不足)土量 500m<sup>3</sup> 以上、搬出(発生)土量1,000m<sup>3</sup> 以上の工事)</p> <p>○6 その他 内容:</p>
工事カルテ	<p>● <b>工事カルテの作成、登録</b>          請負者は、受注時又は変更時に工事請負額が 500 万円以上の工事について、工事情報実績情報サービス(CORINS)に基づき「工事カルテ」を作成し、監督員の確認を受けたうえ、受注時は契約後 10 日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から 10 日以内に、完成時は工事完成後 10 日以内に、訂正時は適宜登録期間に登録申請しなければならない。(ただし、工事請負額 500 万円以上 2,500 万円未満の工事については、受注・訂正時のみ登録するものとする。)なお、変更時と完成時の間が 10 日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できる。          また、(財)日本建設情報総合センター発行の「工事カルテ受領書」の写しを監督員に提出しなければならない。</p>
アルカリ骨材反応抑制対策	<p>○アルカリ骨材反応抑制対策について          土木構造物に使用されるコンクリートおよびコンクリート工場製品において適用する。ただし仮設構造物のように長期の耐久性を期待しなくてもよいものは除く。また特殊な材料を用いたコンクリートや特殊な配合のコンクリートについては別途検討を行うこと。</p> <p>1. 現場における対処の方法          請負者は、土木構造物に使用するコンクリートについて、アルカリ骨材反応を抑制するため、次の3つの場合による対処の方法を取らなければならない。</p> <p>a. 現場でコンクリートを製造して使用する場合…現地における骨材事情、セメントの選択の余地等を考慮し、2.1～2.3のうちどの対策を用いているか決めてからコンクリートを製造する。</p> <p>b. レディーミクストコンクリートを購入して使用する場合…レディーミクストコンクリート生産者と協議して2.1～2.3のうちどの対策によるものを納入するかを決めそれを指定する。なお、2.1、2.2を優先する。</p> <p>c. コンクリート工場製品を使用する場合…プレキャスト製品を使用する場合、製造業者に2.1～2.3のうちどの対策によっているものかを報告させ適しているものを使用する。</p> <p>2. 抑制対策の実施方法</p> <p>2.1 コンクリート中のアルカリ総量の抑制          試験成績表に示されたセメントの全アルカリ量の最大値のうち直近6ヶ月の最大値(Na<sub>2</sub>O換算値%) / 100 × 単位セメント量(配合表に示された値kg/m<sup>3</sup>) + 0.53 × (骨材中のNaCl%) / 100 × (当該単位骨材量kg/m<sup>3</sup>) + 混和剤中のアルカリ量kg/m<sup>3</sup>が 3.0kg/m<sup>3</sup>以下であることを計算で確かめるものとする。防錆剤等使用量の多い混和剤を用いる場合には、上式を用いて計算すればよい。なお、AE剤、AE減水剤等のように、使用量の少ない混和剤を用いる場合には、簡易的にセメントのアルカリ量だけを考慮して、セメントのアルカリ量 × 単位セメント量が2.5kg/m<sup>3</sup>以下であることを確かめればよいものとする。</p> <p>2.2 抑制効果のある混合セメント等の使用          高炉セメントB種(スラグ混合比40%以上)またはC種、もしくはフライアッシュセメントB種(フライアッシュ混合比15%以上)またはC種であることを試験成績表で確認する。また、混和材をポルトランドセメントに混入して対策をする場合には、試験等によって抑制効果を確認する。</p> <p>2.3 安全と認められる骨材の使用          JIS A 1145骨材のアルカリ反応性試験方法(化学法)またはJIS A 5308(レディーミクストコンクリート)の付属書7「骨材のアルカリシリカ反応性試験(化学法)」による骨材試験は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月かつ産地がかわった場合に信頼できる試験期間<sup>(注)</sup>で行い、試験に用いる骨材の採取には請負者が立ち会うことを原則とする。また、JIS A 1146骨材のアルカリシリカ反応性試験方法(モルタルバー法)または、JIS A 5308(レディーミクストコンクリート)の付属書8「骨材のアルカリシリカ反応性試験(モルタルバー法)」による骨材試験の結果を用いる場合には、試験成績表により確認するとともに、信頼できる試験期間<sup>(注)</sup>においてJIS A 1804「コンクリート生産工程管理用試験方法—骨材のアルカリシリカ反応性試験方法(迅速法)」で骨材が無害であることを確認するものとする。この場合、試験に用いる骨材の採取には請負者が立ち会うことを原則とする。なお、2次製品で既に製造されたものについては、請負者が立ち会い、製品に使用された骨材を採取し、試験を行って確認するものとする。フェロニッケルスラグ骨材、銅スラグ骨材等の人工骨材及び石灰石については、試験成績表による確認を行えばよい。          (注) 公的機関またはこれに準じる機関(大学、都道府県の試験機関、公益法人である民間試験機関、その他信頼に値する民間試験機関、人工骨材については製造工場の試験成績表でよい)</p> <p>3. 外部からのアルカリの影響について          2.1および2.2の対策を用いる場合には、コンクリートのアルカリ量をそれ以上に増やさないことが望ましい。そこで、下記のすべてに該当する構造物に限定して、塩害防止も兼ねて塗装等の塩分浸透を防ぐための措置を行うことが望ましい。</p> <p>1) 既に塩害による被害を受けている地域で、アルカリ骨材反応を生じるおそれのある骨材を用いる場合          2) 2.1、2.2の対策を用いたとしても、外部からのアルカリの影響を受け、被害を生じると考えられる場合          3) 橋桁等、被害を受けると重大な影響をうける場合</p>

項 目	事 項				
現場代理人の兼任について	<ul style="list-style-type: none"> <li>●1 本工事は、現場代理人及び主任技術者の他工事との兼任は認めない。 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 交通量が多い現道上の工事であり、現場の安全管理に特に万全を期す必要がある。</li> <li>● 当該工事は町営住宅の住民が居ながらでの工事であり、現場代理人が他の工事と兼任した場合、工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障があるため、兼任は認めない。</li> <li>○ 理由:</li> </ul> </li> <li>○2 本工事における現場代理人について、以下のすべての要件を満たし、かつ、発注者の承諾を受ければ、他工事との兼任が可能である。ただし、作業工程上、受注者が安全管理や現場の運営・取締りなどの面で、現場代理人の常駐が必要と判断した間は、この限りではない。 (要件) <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 他工事が、上三川町が発注する工事又は国、県、特殊法人等、都道府県出資公社が発注する上三川町内の工事、それらの工事の特記仕様書等に兼務が可能である旨明記されていること。</li> <li>(2) 兼任できる箇所は3箇所までとする。</li> <li>(3) 兼任する工事の請負代金が4,500万円(建築工事一式の場合は9,000万円)以上の場合、現場代理人が現場から不在となる間、現場の運営・取締りを行える者(以下「連絡員」という。)を選任し、常駐させられること。</li> </ul> </li> <li>○3-1 本工事における主任技術者について、以下のすべての要件を満たし、かつ、発注者の承諾を受ければ、他工事との兼任が可能である。(建設業法第26条第3項第1号(専任特例1号)) <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 兼任できる箇所は2箇所までとし、いずれの工事も請負代金1億円未満(建築一式工事は2億円未満)であること。</li> <li>(2) 建設工事の工事現場間の距離が、その一日の勤務時間内に巡回可能なものであり、かつ工事現場において災害、事故その他の事象が発生した場合において、当該工事現場と他の工事現場との間の移動時間がおおむね2時間以内であること。</li> <li>(3) 下請け次数が3を超えていないこと。</li> <li>(4) 主任技術者との連絡その他必要な措置を講ずるための者(土木一式工事又は建築一式工事の場合は同業種の建設工事に関し1年以上の実務経験を有する者。(以下「連絡員」という。))を当該建設工事においていること。なお、連絡員には専任や常駐は求めないが、受注者との直接的・恒常的雇用関係は必要とする。</li> <li>(5) 人員の配置の計画書を作成し、発注者に提出すること</li> <li>(6) 他工事が、国、特殊法人等、都道府県、都道府県出資公社、市区町村発注の工事であるの特記仕様書又は施工条件書等に兼任が可能である旨明記されていること。</li> <li>(7) 他工事が専任特例2号を活用した工事現場でないこと。</li> </ul> </li> <li>○3-2 本工事における主任技術者(監理技術者は除く。)について、以下のすべての要件を満たし、かつ、発注者の承諾を受ければ、他工事との兼任が可能である。(建設業法施行令第27条第2項) (要件) <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 他工事が、上三川町が発注する工事又は国、県、特殊法人等、都道府県出資公社が発注する上三川町内の工事、それらの工事の特記仕様書等に兼務が可能である旨明記されていること。</li> <li>(2) 兼任できる箇所は2箇所までとする。</li> </ul> </li> </ul> <p>※なお、主任技術者を現場ごとに専任で置く必要がある工事は、「公共性のある工作物に関する重要な工事」で、「請負金額が4,500万円(建築工事一式の場合は9,000万円)以上」の工事をいう。(建設業法第26条第3項及び建設業法施行令第27条) また、発注者から直接請け負った工事のうち5,000万円(建築工事一式の場合は8,000万円)以上を下請負契約して工事を施工するときは、主任技術者に代えて「監理技術者」を専任で置かなければならない。(建設業法第26条第3項及び建設業法施行令第2条)</p>				
週休2日制工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>○1 本工事は「上三川町週休2日制工事実施要領」に定める週休2日工事に取り組むことを発注者が指定する工事である。(発注者指定型)</li> <li>○2 本工事は「上三川町週休2日制工事実施要領」に定める受注者の希望により週休2日工事に取り組むことができる工事である。(受注者希望型)</li> </ul>				
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>○1 工事現場発生品があるので、その取扱は次のとおり行うものとする。  <table style="margin-left: 40px; border: none;"> <tr> <td style="padding-right: 20px;">品 名 :</td> <td>数 量 :</td> </tr> <tr> <td style="padding-right: 20px;">現場内使用の有無 :</td> <td>搬 出 場 所 :</td> </tr> </table> </li> <li>●2 請負者は、工事の施工にあたって、次の事項を遵守するものとする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 電波法の遵守・不法無線局搭載車両の使用禁止とし、不法無線局を搭載、又は使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。</li> <li>(2) 以上のことにつき、下請け業者、資材運搬業者等にも十分に指導すること。</li> </ul> </li> <li>○3 内容:その他</li> </ul>	品 名 :	数 量 :	現場内使用の有無 :	搬 出 場 所 :
品 名 :	数 量 :				
現場内使用の有無 :	搬 出 場 所 :				
暴力団員等による不当介入を受けた場合について	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 1 上三川町が発注する建設工事(以下「発注工事」という。)において、暴力団員等による不当要求又は工事妨害(以下「不当介入」という。)を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行い、捜査上必要な協力を行うこと。</li> <li>● 2 上記●1により警察に通報を行い、捜査上必要な協力をを行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。</li> <li>● 3 発注工事において、暴力団員等により不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じるなどの被害が生じた場合には、発注者と協議を行うこと。</li> </ul>				

# 現場施工体制の確保について

## 1. 一括下請負の禁止

一括下請負（丸投げ）については、建設業法第22条第3項の規定により、発注者の承諾があれば認められていたが、今回の公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律により公共事業の全ての工事について全面的禁止となった。また、一括下請負等の不正行為があった場合は、建設業許可行政庁への通知が義務付けされた。

(1) 一括下請負の判断要素(平成4年12月17日付け建設省建設経済局長通知)

①建設業者は、その請け負った建設工事の完成について誠実に履行することが必要です。したがって、次のような場合は、元請人が、その下請工事の施工に実質的に関与していると認められるときを除き、一括下請負に該当します。

◇ 請け負った建設工事の全部又はその主たる部分を一括して他の業者に請け負わせる場合

◇ 請け負った建設工事の一部であって、他の部分から独立しその機能を発揮する工作物の工事を一括して他の業者に請け負わせる場合

②「実質的に関与」とは、元請負人が自ら総合的に企画、調整及び指導（施工計画の総合的な企画、工事全体の的確な施工を確保するための工程管理及び安全管理、工事目的物、工事仮設物、工사용資材等の品質管理、下請負人間の施工の調整、下請負人に対する技術指導、監督等）を行うことをいいます。単に現場に技術者を置いているだけではこれに該当せず、また、現場に元請負人との間に直接的かつ恒常的な雇用関係を有する適格な技術者が置かれていない場合には、「実質的に関与」しているとはいえない。

③一括下請負に該当するか否かの判断は、元請負人が請け負った建設工事1件ごとに行い、建設工事1件の範囲は、原則として請負契約単位で判断される。

## 2. 現場施工体制の確保のための対応

工事現場における適切な施工体制の確保のため、次の対応を行う。

(1) 部分下請通知書提出の徹底

請負者が工事の一部について、他の業者に請け負わず場合には、必ず工事部分下請通知書を提出するよう指導、徹底する。

(2) 工事現場に配置される現場代理人及び技術者等の確認

現場代理人及び技術者選任通知書の提出時に、他の町発注工事との重複を防ぐため、総務課で提供する建設工事情報データにより確認をおこなう。

(3) 現場代理人及び技術者の雇用関係の確認

現場代理人及び技術者等が、直接的かつ恒常的な雇用関係にあるかを、建設工事情報データ（技術職員名簿）で確認する。また、技術職員名簿にない者にあつては、保険証及び源泉徴収票等の書類により雇用関係を確認する。

(4) 実績情報システム(CORINS)への登録の義務付け  
工事請負代金500万円以上の工事については、実績情報システム(CORINS)への登録の義務付けを行い、他の発注機関との技術者等の重複を防ぐ。

(5) 監督員の現場確認の徹底  
監督員が直接現場で、下請業者状況及び現場代理人・技術者等の配置及び常駐状況等を適切な頻度で確認し、施工体制に疑義がある場合には、適切な指導及び措置を講ずる。

(6) 工事成績評定における適切な反映  
現場施工体制の不適切な工事については、工事成績評点(成績評点)において、適切に反映させていく。

## 電子納品に関する特記仕様書 (●:適用する ○:適用しない)

項 目	事 項
電子納品の対象書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>●1 工事管理情報 (XML形式)</li> <li>○2 発注図 (SFC形式)</li> <li>○3 特記仕様書 (PDF形式)</li> <li>○4 打合簿 (PDF形式)</li> <li>○5 施工管理資料 (PDF形式)</li> <li>○6 施工計画書 (PDF形式)</li> <li>●7 完成図 (SFC形式)</li> <li>●8 工事写真 (JPEG形式)</li> <li>○9 その他 ( ) (PDF形式)</li> <li>●10 対象書類以外に電子納品を行う場合は、監督員との協議により実施すること。</li> </ul>
電子納品に関し適用する要領・基準等	<ul style="list-style-type: none"> <li>●1 上三川町建設工事電子納品実施要領(案)(平成21年4月)</li> <li>●2 栃木県 CALS/EC 電子納品運用に関するガイドライン第11版(令和6年4月)</li> <li>●3 工事完成図書の電子納品要領 (令和5年3月) 国土交通省</li> <li>●4 デジタル写真管理情報基準 (令和5年3月) 国土交通省</li> <li>○5 CAD 製図基準 (平成29年3月) 国土交通省</li> </ul>
電子納品のフォルダ作成	<ul style="list-style-type: none"> <li>●1 工事写真のみを電子納品する場合は、フォルダの作成は必要としない。</li> <li>○2 工事写真以外の書類を電子納品する場合は、電子納品実施要領(案)に基づき全てのフォルダを作成すること。</li> </ul>
事前協議	<ul style="list-style-type: none"> <li>●1 工事着手時には「電子納品事前協議チェックシート(土木工事)」(様式-1)により、電子納品対象書類、ファイル形式、作成ソフト等の協議を行うこと。</li> </ul>
成果品の提出	<ul style="list-style-type: none"> <li>●1 成果品の提出に使用する電子媒体はCD-Rとする。</li> <li>●2 成果品は基本的には、1枚のCD-Rに格納する。</li> <li>●3 成果品は、正副各1枚ずつ計2枚を提出する。 (正副各1枚の場合のラベル表示は「正1/1」「副1/1」とする)</li> <li>●4 CD-Rのラベル及びケースには、「電子納品実施要領(案)」に基づき、必要な情報を記載すること。</li> <li>●5 CD-Rのラベルは、CD-R表面へのプリンタ直接印字または油性マジック等での書込みとする。(ボールペン・鉛筆など硬質な筆記具の使用不可) ※ラベルシール等の貼付けはしないこと。(全面貼付けも不可)</li> </ul>
インデックスプリント(簡易写真帳)の提出	<ul style="list-style-type: none"> <li>●1 工事写真の電子納品にあわせてインデックスプリントを作成し、検査時に提出する。インデックスプリントとはA4サイズの紙に代表写真のみを抜粋してカラー印刷したもので、縦5行・横3列の15枚ずつを原則とする。各写真の下に「工種」「写真タイトル」「撮影箇所」を3行で記入すること。(極力枚数を少なくし、簡易な製本とする。)</li> <li>●2 代表写真は、工事全体の流れがわかる写真とし、「栃木県土木工事共通仕様書」の「栃木県土木工事写真管理基準(案)」における提出頻度程度(提出枚数は、電子納品した写真データの1割程度を目安)とする。</li> </ul>
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> <li>●1 提出する CD-R 内には閲覧ソフト(ビューソフト)を入れないこと。</li> <li>●2 疑義が生じた場合は速やかに監督員と協議し指示を受けること。</li> </ul>